

事務連絡
令和5年2月3日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和4年度厚生労働省委託事業
特定感染症予防指針の改正に向けた医療機関調査の実施について
(再周知依頼)

平素より感染症対策につきまして多大なる御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。
別添1のとおり、厚生労働省委託事業として、「特定感染症予防指針の改正に向けた調査」を対象の医療機関に対して実施しており、この度、調査の回答期限を延長しております。
つきましては、別添2を御確認の上、管内の対象となる医療機関に御回答いただきますよう、再周知をお願いいたします。

記

1. 対象医療機関：患者発生サーベイランス定点医療機関、入院サーベイランス基幹定点医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核病床を有する指定医療機関、結核患者収容モデル事業を実施する指定医療機関、性感染症定点医療機関
2. 調査期日：令和5年2月10日（金）必着

<担当>

厚生労働省 健康局結核感染症課 結核対策係

<本調査に関する全ての問い合わせ先>

株式会社サーベイリサーチセンター 担当：菊川

E-mail: kansenyobou2022@surece.co.jp

(別添1)「特定感染症予防指針の改正に向けた調査」調査期限延長のお知らせ
(医療機関へはがき郵送)

==== 令和4年度厚生労働省委託事業 ====

「特定感染症予防指針の改正に向けた調査」

調査期限延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般お送りさせて頂きました標記の調査において、調査期限を令和5年2月10日(金)に延長する運びとなりました。つきましては、調査にご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

回答に関しては電子調査票でのご提出をお願いいたします。

下記ウェブサイト(※)にアクセス頂き、本状宛名面に記載のIDをご入力頂き、エクセル様式の調査票をダウンロードしてください。ご回答の上、kansenyobou2022@surece.co.jpへメールでお送りください。

(※) <https://en.surece.co.jp/kansenyobou2022>



また、前回送付しました紙様式の調査票がお手元にある場合には紙様式でお送りいただいても構いません。

本状と行き違いでご返送を頂いた場合には、何卒ご容赦下さいますよう、お願い申し上げます。

敬具

<担当>

厚生労働省 健康局結核感染症課 結核対策係

<本調査に関する全ての問い合わせ先>

株式会社サーベイリサーチセンター 担当：菊川

E-mail: kansenyobou2022@surece.co.jp

※本調査に関する問合せや調査票の送付先、メールの送信先は、株式会社サーベイリサーチセンターが担当しています。

各関係医療機関 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

特定感染症予防指針の改正に向けた調査への御協力について

医療機関関係者の皆様におかれましては、平素より感染症対策に多大なる御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

特定感染症予防指針(以下「本指針」という。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条に基づき、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針として作成しております。

本指針は定期的に改正を検討することとされており、今般、改正に向けた調査を下記のとおり実施いたします。

本調査結果につきましては、取りまとめの上、厚生労働省の審議会等において本指針の改正を審議する際の資料とすることを予定しております。なお、特定の医療機関名等が公表又は特定されることはありません。

本調査は任意での調査となりますが、できる限り御協力を賜りたく、医療機関関係者の皆様には御多忙の折恐縮ではございますが、本調査の意義を十分御理解いただき、何卒御協力をお願い申し上げます。

記

1. 調査の目的:

各特定感染症予防指針に掲げられた取組の実施状況に関する現状の分析・評価を行うとともに、今後の感染症対策において必要な情報を整理した上で各特定感染症予防指針の改正に向けた資料の作成を行うことを目的とする。

2. 調査対象: 患者発生サーベイランス定点医療機関、入院サーベイランス基幹定点医

療機関、第二種感染症指定医療機関、結核病床を有する指定医療機関、結核患者収容モデル事業を実施する指定医療機関、性感染症定点医療機関

3. 回答期日：令和5年2月2日（木）必着

※ 新型コロナウイルス感染症の対応等で期間内の回答が難しい場合は、問い合わせ先の「株式会社サーベイリサーチセンター」まで御一報いただければ幸いです。

4. 回答方法：紙様式の調査票をお送りしていますが、エクセル様式の調査票で回答することも可能となっております。貴院において、いずれか、回答のしやすい方法でご提出をお願いいたします。

(1) 紙様式の調査票で回答する場合

①紙様式の調査票に回答を記入。

②同封した専用の返信用封筒（切手不要）に封入し、近隣のポストに投函する。

(2) 電子調査票で回答する場合

① 下記「エクセル様式の調査票入手元」に示すアドレスのウェブサイトアクセスする。

〈エクセル様式の調査票入手元〉

<https://en.surece.co.jp/kansenyobou2022>

② エクセル様式の調査票をダウンロードする。

③ エクセル様式の調査票1頁目の右上にID番号（※）を記入の上、回答する。

（※）調査票1枚目の右上に記載している番号

④提出するエクセルファイルの名前の末尾のカッコ内に貴医療機関名を記載する。

（例）厚生労働病院が、2023年1月20日に回答する場合

感染症対策実態調査（結核）【医療機関】_厚生労働病院_20230120.xlsx

⑤回答後は、下記の「エクセルの調査票送付先」に示すメールアドレス宛に送信する。

〈エクセル様式の調査票送付先〉 kansenyobou2022@surece.co.jp

（注）電子調査票での回答の際には、調査票ファイルのシート名は変更しないようお願いいたします。また、お送りした紙媒体の調査票は、お手数ですが貴院で破棄をお願いいたします。

5. その他：本調査は、厚生労働省が「PwC コンサルティング合同会社」及び「株式会社サーベイリサーチセンター」に委託して実施しています。本調査に関する問合せや調査票の送付先、メールの送信先は、「株式会社サーベイリサーチセンター」まで願

いたします。

(参考)

- ・性感染症に関する特定感染症予防指針(平成 12 年厚生省告示第 15 号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186685.pdf>
- ・結核に関する特定感染症予防指針(平成 19 年厚生労働省告示第 72 号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186688.pdf>
- ・麻しんに関する特定感染症予防指針(平成 19 年厚生労働省告示第 442 号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186689.pdf>
- ・風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186690.pdf>
- ・インフルエンザに関する特定感染症予防指針(平成 11 年厚生労働省告示第 247 号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000346475.pdf>

※ 新型コロナウイルス感染症の対応で期間内の回答が難しい場合は、「株式会社サーベイリサーチセンター」のメールアドレスに御一報いただければ幸いです。

<担当>

厚生労働省 健康局結核感染症課 結核対策係

<本調査に関する全ての問い合わせ先>

株式会社サーベイリサーチセンター 担当: 菊川

E-mail: kansenyobou2022@surece.co.jp